

あんしん修学支援事業 チャレンジ制度の御案内

1 あんしん修学支援金 チャレンジ制度とは

あんしん修学支援金の判定基準が令和2年7月より「住民税所得割」から「課税所得」に変更されたことに伴い、既に私立学校に入学されていた在校生のみなさまが、授業料支援額の変更による経済的な理由で、修学を断念することのないよう、京都府が設けた2年間限定の制度であり、今年度が最後の実施となります。（※あんしん修学支援金とは「授業料減免」「学費軽減」を合わせた総称です。）

2 こんな人が対象です チャレンジ制度の対象者は

国就学支援金の「加算なし」又は「所得制限」の新3年生が対象です。

「住民税所得割」により、再判定を行い、基準を満たす方は、あんしん修学支援金による支援の対象となります。

対象者例(イメージ)

■パターン1 Aくんの場合

去年は「授業料減免」で65万円の支援を受けてたのに、今年は「学費軽減」で8万円なのか…



あんしん修学支援チャレンジ制度で見直したところ
「授業料減免」の救済対象になりそう！



■パターン2 Bさんの場合



去年は京都府から「学費軽減」を受けられていたけど、今年はなんの支援も受けられないのかな

あんしん修学支援チャレンジ制度で見直したところ
「学費軽減」の救済対象になるみたい！



※上記は一例であり、令和2年度に京都府あんしん修学支援事業を受けていない場合でも、裏面の基準に該当する場合は、チャレンジ制度の対象となります。

